

知事意見

「(仮称)五島市沖洋上風力発電事業に係る環境影響評価方法書」に対する知事意見については、以下のとおり。

1. 全体的事項

- (1) 環境影響評価の実施にあたっては、環境影響評価法その他関係法令等に基づき、適切に行うこと。
- (2) 設置する風力発電の規模や配置等が確定していないことから、事業計画を具体化する過程で、地元住民の理解が得られるよう務め、検討事項及び結果、その判断に至った経緯を準備書に記載すること。
- (3) 環境影響評価の実施中に環境への影響に関し新たな事実が生じた場合等においては、必要に応じて選定された項目及び手法を見直し、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
- (4) 環境影響評価方法書及びその要約書における記述の誤り、不足等については、準備書において、訂正、追加して記載すること。

2. 個別事項

- (1) 動物、植物
 - ① 多くの種類の渡り鳥が行き交う海域となっていることや個体数の年変動が著しいことが想定されることから、最新の調査結果などの情報を入手し、データの充足を図ること。
 - ② 鳥類や哺乳類に対する影響を可能な限り回避・低減する観点から、専門家等の意見や文献、最新の知見等を踏まえ、影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。
- (2) 騒音及び低周波音
住居・福祉施設等の立地位置や風車設置場所からの距離、人が感じる騒音及び低周波音の感覚閾値等を考慮し、最新の知見や専門家等の意見を踏まえて、影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。
- (3) 水中音
既設風車に係る観測値等の活用や専門家等の意見・助言等を踏まえて、海棲生物への影響について、適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(4) 景観への配慮

世界遺産候補からの眺望については、関係機関と十分に協議を行い、視認しやすい時期や天候を考慮したフォトモンタージュ等の具体的な方法を用いて、景観に配慮した配置を検討すること。